

平成25年度 第2回 岐阜県重症心身障がい児者支援連携会議

平成26年2月28日(金) 15:00~17:00

ふれあい福寿会館3階 301会議室

議事次第

- 1 岐阜県総合医療センター重症心身障がい児病棟の運営方針について
- 2 重症心身障がい児者支援施策について
- 3 希望が丘学園の起工式の実施及び名称変更について

配付資料

- 資料1 岐阜県総合医療センター重症心身障がい児病棟の運営方針について
- 資料2 重症心身障がい児者支援施策について
- 資料3 重症心身障がい児者の短期入所受入れ拡大に向けた平成25、26年度の取り組み
- 資料4 岐阜県立希望が丘学園及び岐阜希望が丘特別支援学校再整備事業起工式の実施について
- 資料5 岐阜県立希望が丘学園の名称変更について

岐阜県総合医療センター重症心身障がい児病棟の運営方針について

H26. 2. 28 岐阜県総合医療センター

受け入れの基本方針（案）

■受け入れ対象児の想定

・受入患者の想定は下記の通りとする。

1. 身体機能	・寝たきりを基本とする。
2. 医療的ケア	・人工呼吸器の装着を要する児（常時・特定時を問わず）
3. 年齢	・16歳以上の児は、原則受け入れない。 （ただし、18歳到達までに退院が確実な場合を除く）
4. その他	・在宅移行が困難な NICU・PICU 等の長期入院児 ・レスパイトケア等のための短期入所 ※ ・その他、入所の必要性が認められる場合

※短期入所の場合は、人工呼吸器を装着していない児も受け入れる。

■基本方針（案）

1. センターが有する専門医療機能を活用し、濃厚な医療的ケアを要する重度な重症心身障害児に対して専門的な医療を行います。
2. NICU・PICU 等における長期入院児の在宅医療への移行を支援します。
3. 在宅移行に向けた家族への在宅医療指導を行い、障害受容と養育を援助するため、教育的入院を実施します。
4. 在宅で重症心身障害児を抱える家族等の精神的・身体的負担の軽減を図るため、レスパイトケアを実施します。
5. 地域の医療機関や福祉施設と連携し、重症心身障害児に関する医療・福祉の充実、質の向上に貢献します。

重心病棟開設時における運用について(案)

■受入対象と人数について

- ・重心病棟の定員数は、3階14名、4階16名の計30名
- ・重心施設の許可基準として必要な「訓練室」を備える3階病棟の先行利用
- ・開設時は年齢層を考慮し、低年齢層の受け入れを優先

階/機能		年				
		1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
4F (16床)	重症心身障害児施設	-	-	-	4名	4名
		5名	6名	7名	5名	6名
3F (14床)	教育的入所 ※ (在宅移行支援)	4床	4床	4床	4床	4床
	短期入所 ※ (レスパイトケア)	2床	2床	2床	2床	2床
	小計	11名	12名	13名	11名	12名
合計		11名	12名	13名	15名	16名

※教育的入所、短期入所に関しては、在宅支援ゾーン(6床)を設定する。

※4年目以降は、4Fのハイケア6床室を稼動する。(運用上は4床利用)

◇諸室構成

	3F (一般)	4F (ハイケア)
個室 (ハイケア個室)	2室	2室
4床室	3室	
ハイケア 6床室		1室
ハイケア 8床室		1室
家族宿泊室		2室
スタッフステーション・処置室	各1室	各1室
医師記録室	1室	1室
特別浴室	1室	1室
仮眠室	1室	1室
休憩室	1室	1室
事務教員控室等	1室	
汚物処理室	1室	1室
機能訓練室	1室	
言語療法室	2室	
図書室・遊戯室	1室	

重症心身障がい児者支援施策について

H26.2.28 地域医療推進課総合療育推進室

1 重症心身障がい療育人材の育成・確保

I. 障がい児者医療学寄附講座の設置 (H26 25,000 千円)

(1) 寄附講座の名称：障がい児者医療学講座 (岐阜県)

岐阜大学医学系研究科に設置 (協力講座：小児病態学講座)

(2) 設置期間：平成26年4月1日～平成29年3月31日 (3年間)

(3) 寄付金額：7,500万円 (各年度2,500万円を予定)

(4) 対象障がい：重症心身障がい、発達障がい

(5) 寄附講座の教育・研究目的、内容

①障がい児者医療の現状把握と課題の発掘

障がい児者の実態、医療状況等についてのアンケート調査、ヒアリング調査を行い、今後の障がい児者医療の課題について研究

②障がい児者医療教育

ア. 学部教育として、障がい児者医療学のカリキュラムを作成、実施

イ. 小児病態学講座の若手医師が、一定期間臨床研修に従事する機会を設定

③障がい児者医療の地域での推進

ア. 重症心身障がい児者医療について

i) エビデンスに基づいた医療的ケアのガイドラインを作成・運用、それを学ぶワークショップの定期的開催

ii) 病院と病院、病院と開業医間の合同カンファレンスをモデル開催し、役割分担や患者情報の共有システムを構築・運用

iii) 専門医師の診療活動を通じて、診断技術や療育、在宅医療支援のあり方について臨床研究を実施

イ. 発達障がい児者医療について

i) 専門医師の診療活動を通じて、診断技術や療育、家族支援のあり方について臨床研究を実施

ii) 限られた医療資源を、障がい児者 (家族)、医療スタッフ双方に有効に利用する方法を検討

④障がい児者医療に従事する医師の育成

ア. 県内勤務医、開業医のスキルアップのため、医療的ケアを学ぶ実技講習や、ケースカンファレンスを実施

イ. 子育て等で現場を離れた女性医師などを対象に、希望が丘学園等において、発達障がい、重症心身障がいの診療を実際に経験し、障がい児者医療の技術を習得する研修システムを構築

ウ. 小児科以外の診療科の医師を含めたネットワークづくりを進めるため、「障がい児者医療研究会」を設置し、地域における診断技術、治療技術の向上について検討

⑤障がい児者医療の普及啓発

岐阜県と連携し、医療・福祉関係者や一般県民に対する講演会や連続講座を開催し、障がい児者医療に対する理解と地域社会における障がい児者の受け入れについて啓発

II 重症心身障がい児者看護人材育成研修事業 (H26 3,300 千円)

(1) 事業期間：平成26年4月1日～平成27年3月31日

(2) 事業内容

・重症心身障がい児者の在宅支援に重点を置き、訪問看護ステーションや特別支援連携した実習を組み込むなど、重症児看護について年間約70時間の本格的な専門研修を実施

(3) 研修内容 (案)

対 象： ・看護実務経験5年以上

・重症心身障がい児者看護、小児の訪問看護に関心のある県内で就業中または就業希望の看護師

・職場復帰を考えておられる潜在看護師

期 間： 平成26年5月下旬から平成27年2月末 (12日間)

時 間： 9:30～16:30

方 法： 月1回の講義または施設実習(12月のみ2回)

定 員： 30名

III 障がい児者看護人材の確保 (H25～H26 41,891 千円の内数)

(1) 事業期間：平成26年2月～

(2) 事業内容：

①障がい児看護を行う医療機関等の看護師募集ガイダンスの開催・出展

・名古屋市、岐阜市で行われる看護師募集ガイダンスへの出展、ガイダンス会場における出展支援業務(PR資材の配布等)。

②障がい児者看護フェアの実施

・障がい児者医療に従事する看護師の募集を目的として、就業相談、障がい児看護の展示、県看護協会選定講師によるセミナー等で構成する看護フェアを、県内5圏域で開催(10回程度)

③障がい児者医療連続講座の開催

・岐阜大学に設置する寄附講座との協同により、希望が丘学園が有する整形外科、小児科、児童精神科の医師、看護師、療法士等が講師となり、医療・福祉関係者や県民が、障がい児者の医療を理解するための連続講座を開催(8回程度)

IV メディア等を活用した障がい児者医療の普及啓発 (H25～H26 41,891千円の内数)

(1) 事業期間：平成26年4月～

(2) 事業内容：

①障がい児者医療・看護現場の魅力を紹介する広報の実施

②新希望が丘学園、県総合医療センター障がい児病棟に関する広報

- ・障がい児者医療の現状・魅力、新希望が丘学園、岐阜県総合医療センター障がい児病棟を紹介するテレビ番組を制作(5分番組15回、15分番組3回程度)。
- ・障がい児者医療の広報、看護師募集ガイダンス等の告知のラジオ番組(計100分間程度)。
- ・障がい児者医療の現状・魅力、新希望が丘学園、岐阜県総合医療センター障がい児病棟整備を紹介する新聞広告(2回程度)。

2 障がい児者在宅医療の推進

I 小児在宅医療研究会の開催 (H25 1,536千円、H26 3,324千円)

(1) 事業期間：平成25年度～

(2) 事業内容

- ・小児在宅医療関係者が一堂に会して顔の見える関係を構築する場づくり
- ・小児在宅医療の先進者を招き、講演会・パネルディスカッションを開催
- ・小児在宅に関する医師・看護師等の医療関係者に加え、福祉、特別支援教育関係者等が参集
- ・平成26年度も引き続き年3回程度開催予定
- ・本県における小児在宅医療に関する課題の共有、施策の方向性、具体的事業の検討などを行うため、「小児在宅医療推進事業企画会議」を設置

(3) 第1回岐阜県小児在宅医療研究会 (参考：別紙参照)

日時：平成26年2月16日(日) 13:00～17:30

会場：岐阜県総合医療センター

参加人数：197人

II 「小児在宅医療地域資源マップ」の作成 (H25 2,470千円)

(1) 事業期間：平成26年1月～

(2) 事業内容

- ・小児対象の訪問診療・訪問看護などの在宅医療に関する地域資源調査のため、小児科開業医や訪問看護ステーション等を対象としたアンケート調査を実施。結果は冊子に取りまとめ、県ホームページ等でも公表し、今後の小児在宅医療の体制づくりに活用。現在アンケート結果を取りまとめ中

(3) 調査対象

- ・小児科、内科、外科を擁する病院・診療所：1,358機関
 - ・訪問看護師ステーション：116機関
- ※H26年度に、引き続き歯科、薬局等を対象に調査継続予定

(4) 調査項目

- ・基本情報（名称、標榜科、診療時間、連絡先、病床数等）
- ・在宅医療（小児・障がい児）の対応状況
- ・小児（障がい児）在宅医療の診療受け入れ体制について
- ・小児（障がい児）在宅医療の内容について
- ・小児（障がい児）在宅医療における連携体制について

Ⅲ 「小児在宅医療マニュアル」の作成（H26 3,478 千円）

(1) 事業期間：平成26年度以降

(2) 事業内容

- ・医師等に対する専門研修、NICU退院児を対象とする在宅移行マニュアル、在宅医療ケアマニュアル等について、来年度を目途に制作予定

Ⅳ 「障がい児者訪問看護活用モデル事業」の実施（H26 1,495 千円）

(1) 事業期間：平成25年度～

(2) 事業内容

- ・超重症児者又は準超重症児者が病院で短期入所を利用する際、日常利用している訪問看護師が看護に従事する仕組みを構築するため、高山赤十字病院において試行を継続実施

3 重症心身障がい児者入所施設のあり方の検討（H26 2,000 千円）

(1) 事業期間：平成26年度

(2) 事業の趣旨：

- ・18歳を超える重症心身障がい者の入所施設が、岐阜県内において不足状態にあることを踏まえ、今後の整備に向け、条件や課題、あり方などについて検討する。

(3) 検討・調査項目（案）：

- 県内の在宅重症心身障がい者の状況（保護者に対するヒアリング）
- 県内の入所施設の現況
- 近隣県の施設及び整備の動向
- 他県施設の運営形態
 - ・経営主体、規模、医師・看護師の確保状況、経営状況、待機者の状況など
- 入所を要する者の見込み など

4 地域医療推進課内に「障がい児者医療推進室」を設置

- ・県立希望が丘学園などのハード整備とともに、障がい児者医療を担う人材の育成・確保などのソフト事業を一体的に実施する組織として、総合療育推進室に代えて、平成26年4月から「障がい児者医療推進室」を設置予定。

第1回

岐阜県小児在宅医療研究会

医療的ケアを要する重症心身障がい児が年々増加し、多くが在宅生活を送るようになっていきます。しかし、その支援を行うための医療・福祉などの社会資源は限られており、連携も不十分な状況にあります。岐阜県では、自宅で生活する障がい児(者)に対する医療・福祉サービスの充実を図るため、医療・看護・福祉・教育・行政などの関係者が一堂に会し、課題の解決に向けて知恵を出し合うとともに、顔の見える関係をつくる場づくりを目指し、岐阜県小児在宅医療研究会を開催いたします。皆さまのご参加をお待ち申し上げます。

日時:平成26年2月16日(日)13:00~17:30(開場:12:30~)

会場:岐阜県総合医療センター 情報交流棟 3階講堂

(岐阜市野一色4-6-1)

※公共交通機関での来場にご協力ください(裏面地図参照)

定員

200名様

(先着順)

【参加無料】

プログラム

13:00~13:05 開会あいさつ

久保田 芳則 岐阜県健康福祉部次長

13:05~13:25 基調発言

「岐阜県における小児在宅医療の現状と課題」

矢嶋 茂裕 岐阜県医師会常務理事・矢嶋小児科小児循環器クリニック院長

13:25~14:45 基調講演

「医療と福祉の協働で支える小児在宅医療」

前田 浩利 医療法人財団はるたか会理事長・あおぞら診療所新松戸院長(千葉県松戸市)

15:00~16:55 パネルディスカッション

<座長>

深尾 敏幸 岐阜大学大学院医学系研究科小児病態学教授

今村 淳 岐阜県総合医療センター小児科部長

○報告:15:00~16:00

① 開業小児科医から見た小児在宅医療の課題

福富 悌 福富医院院長

② NICUからの在宅移行支援の課題

下平 悦子 国立病院機構長良医療センター医療社会事業専門員

③ 小児訪問看護の現状と課題

中川 奈緒美 下呂訪問看護ステーション管理者

④ 希望が丘学園における短期入所事業の課題

水畑 真由美 岐阜県立希望が丘学園看護部上席看護師長

○ディスカッション:16:00~16:55

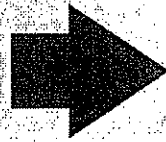
16:55~17:00 岐阜県からのお知らせ・閉会あいさつ

都竹 淳也 岐阜県健康福祉部地域医療推進課総合療育推進室長

17:00~17:30 名刺交換会

主催:岐阜県 後援:岐阜県医師会・岐阜県小児科医会・岐阜県歯科医師会・岐阜県看護協会
お問い合わせ(事務局):岐阜県健康福祉部地域医療推進課 総合療育推進室
〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 TEL(058)272-8279 FAX(058)278-2871

お申込み先



お申し込みはFAXでお願いいたします

FAX:058-278-2871

総合療育推進室:山田・藤川

締切:平成26年1月31日(金)

第1回岐阜県小児在宅医療研究会 出席申込書

申込者所属 (施設名など)		
申込者 連絡先	(住所) 〒 _____	
	(TEL)	(FAX)
(フリガナ) 出席者氏名	1	(職種: _____)
	2	(職種: _____)
	3	(職種: _____)
	4	(職種: _____)
	5	(職種: _____)
ご連絡事項	★参加にあたり車イスなど特別な対応が必要な場合はご記入ください ★保育サービスはございませんので予めご了承ください	

会場へのアクセス

会場：岐阜県総合医療センター 情報交流棟 3階講堂

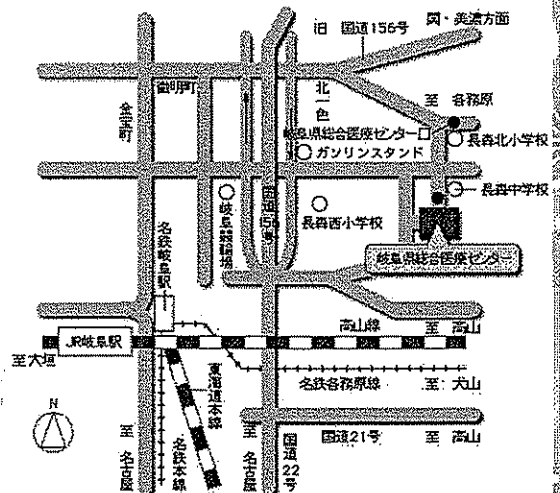
(〒500-8717 岐阜市野一色4-6-1)

岐阜バス「岐阜県総合医療センター」下車または「岐阜県総合医療センター口」下車、徒歩5分

※駐車場の数に限りがありますので、公共交通機関の利用にご協力ください。(駐車場は有料です)

次回から本研究会の案内が不要の場合は、申込者所属(施設名など)をご記入のうえ、下記を○で囲んでFAXでご回答ください(次回から送付を遠慮させていただきます)

次回から、この研究会の案内の送付は不要です



重症心身障がい児者の短期入所受入れ拡大に向けた 平成25、26年度の取り組み

【主な課題】

- 《経営上の観点》
 - 診療報酬に比べて、短期入所サービスに係る介護給付費が低い。
- 《受入れの体制づくり》
 - 新たに短期入所の受け入れを行うにあたり、機器の購入や施設の改修が必要
- 《人材の養成》
 - 院内の看護師が、重症心身障がい児者を支援した経験がない。
 - 状態像が分からない。

【主な取り組み】

- 重症心身障がい児者短期入所報酬差額補助事業(H25～)
 - ・指定短期入所事業所である医療機関が、超重症児者及び準超重症児者を短期入所で受け入れた場合に、医療保険を適用して入院する際の診療報酬と、障害福祉サービス(短期入所)を提供した際の介護給付費との差額の一定部分を補助
 - ※平成26年度も引き続き実施(11,982千円)
- 重症心身障がい児者等短期入所基盤整備事業費補助(H24～)
 - ・医療的ケアの必要な重症心身障がい児者等の短期入所、日中一時支援を新たに実施、または受入れの拡大を図る医療機関・福祉施設に対し、医療機器等の購入及び設備改修の経費を補助
 - ※平成26年度も引き続き実施(15,000千円)
- 重症心身障がい児者等支援従事者研修事業(H24～25)
 - ・重症心身障がい児者等の介護や看護に携わる職員等を対象に、医療的ケアの基本的知識の習得等の研修を実施(計6回)
 - ・また、看護師等養成の場等での活用を目的とした重症心身障がい児者のケア方法をテーマにしたDVDを作成
 - ※平成26年度は、「重症心身障がい児者看護人材育成研修事業」に移行

【H26.1月末実績】

- 短期入所事業所の増
 - H24.4.1:10 → H25:15
- 短期入所の利用日数、利用回数とも昨年度実績を上回っている。
 - 【月平均利用日数】
 - H24:37日 → H25:66日
 - 【月平均利用回数】
 - H24:12回 → H25:25.7回
- 補助金交付決定:2件
 - 短期入所:1(岐阜)
 - 日中一時支援:1(飛騨)
- H25研修実績
 - 各圏域で計6回実施(378名参加)
 - 岐阜①8/25、103名 ②2/23、83名
 - 飛騨(9/8、58名) 西濃(10/27、47名)
 - 東濃(11/17、45名)中濃(11/30、42名)
 - DVDの作成
 - 計350枚、看護系大学・専門学校や短期入所事業所等に配布予定

【今後の課題】

- ～ご本人も事業所も安心して短期入所を行うために～
- 緊急時に備え、日頃から計画的に短期入所を利用するためのサポート
 - (「岐阜県重症心身障がい児者等短期入所ネットワーク情報提供システム」/「地域でくらすかはしノート」の活用等)
- 医療型短期入所事業所で重症心身障がい児者を受け入れる仕組み作り
 - (医療機関への訪問看護師の派遣及びヘルパーによる見守りの実施等)
- 福祉施設で安心して預かれて預かれる仕組み作り(福祉施設への派遣/医療的ケア(たん吸引等)のできるヘルパーの増加等)

重症心身障がい児者の受入れが可能な短期入所事業所数

○ 平成24年度に「2箇所」、平成25年度に「3箇所」の医療型短期入所事業所が増加。（* H24.4.1から5事業所増加）
 ・ 短期入所の指定を受けている事業所88のうち、重症心身障がい児者の受入れが可能な事業所が、「41事業所」(36→41)

※ 医療型が15事業所、福祉型が26事業所

・ このうち、濃厚な医療的ケアが必要な超重症児者・準超重症児者の受入れが可能な事業所が、「22事業所」(17→22)

※ 医療型が15事業所、福祉型が7事業所

○ 短期入所の受け入れを拡大した事業所: 1事業所

○ 超重症児者及び準超重症児者の受入れがあった事業所・・・H24: 7事業所 → H25: 9事業所

<H26.1 県障害福祉課調査>

	岐阜	西濃	中濃	東濃	飛騨	合計
医療型	受入可能な事業所数	6	4	3	1	15
	超重症児者対応可	3→5	1	1→3	1	11
	準超重症児者まで	1	3	0	0	4
	上記以外	0	0	0	0	0
福祉型	受入可能な事業所数	6	7	4	2	26
	超重症児者対応可	0	0	0	0	0
	準超重症児者まで	1	2	0	1	7
	上記以外	5	5	4	1	19
合計	受入可能な事業所数	12	11	7	3	41
	超重症児者対応可	5	1	3	1	22
	準超重症児者まで	2	5	0	1	11
	上記以外	5	4	4	1	19

10→15へ増加

36→41へ増加

17→22へ増加

重症心身障がい児者をテーマにしたDVDの制作

1 概要

重症心身障がい児者の状態像や、必要な医療的ケア、在宅や地域での生活の様子等を紹介

*出演者

岐阜県内の重症心身障がい児者とその保護者、支援する医療機関や福祉施設、特別支援学校の皆さん

2 目的

医療・福祉関係者や今後看護師を志す方に、重症心身障がい児者の状態像や必要な医療的ケアの方法等について知っていただくことで、重症心身障がい児者の方々に支援する人々が増え、短期入所等の障害福祉サービス事業所の受入先が拡がること

↑ 医療・福祉関係者向けの研修、看護専門学校等の講義など看護師養成の場で活用

3 内容

(約30分)

- 1 重症心身障がい児者とは？
- 2 重症心身障がい児者の状態と特性
- 3 県内の状況は？
- 4 重症心身障がい児者の生活
(在宅／医療型短期入所事業所(総合病院・診療所)／生活介護事業所／特別支援学校)
- 5 保護者や支援者の声

4 配付時期

平成26年3月中旬

5 主な配付先

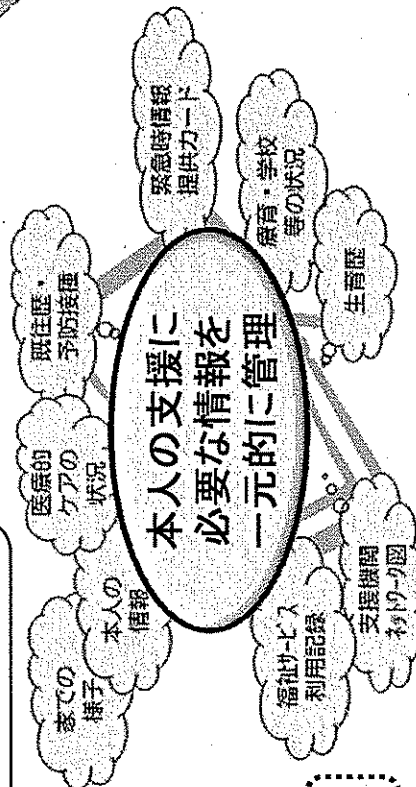
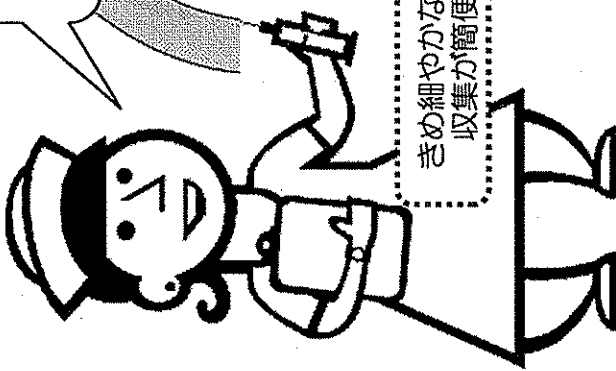
県内の看護系大学、看護専門学校、短期入所事業所、市町村、県振興局福祉課、子ども相談センター、医師会、看護協会、病院協会、親の会 他

地域でくらすかけはしノートについて【H23作成、H25改訂】

短期入所等の障害福祉
サービス事業所

本人・保護者

「かけはしノート
ありますか？」



きめ細やかな情報
収集が簡便に

提 示

※各支援機関のみなさんは、サービス等提供時に
かけはしノートをお持ちか声かけをお願いします！

教育・教育機関

相談機関

地域の支援者（民生委
員・近隣住民等）

医療機関

サービス利用の手続きが簡便に

サービス利用の際に何度も同じ情報（本人の基本情報、
服薬や医療的ケアの状況等）を記入する手間が省けます。

緊急時・災害時にも安心

緊急時等の本人把握に役立つほか、ポケットにお薬手帳
や2, 3日分の薬を入れて一緒に保管することもできます。

各支援機関との連携 災害時や緊急時に本人の情報や緊急連絡先を把握

配 布 機 関

市町村

保健所

子ども相談
センター

身体障害者
更生相談所

知的障害者
更生相談所

振興局
福祉課

医療機関

かけはしノートの配布 ・ 記入方法、利用方法の説明 ・ 記入の支援



インターネットでの情報提供	
提供予定日	2月19日(水)

平成26年2月18日(火) 県政記者クラブ配布資料			
担当課	担当係	担当者	電話番号
地域医療推進課	総合療育推進係	山田 育康	内線 2628、058-272-8279(直通)
特別支援教育課	特別支援学校整備係	松原 勝己	内線 3557、058-272-8751(直通)
公共建築住宅課	建築第一係	堀 伸次	内線 3663、058-272-8698(直通)

岐阜県立希望が丘学園及び岐阜希望が丘特別支援学校 再整備事業起工式の実施について

県では、医療・福祉・教育が一体となった障がい児療育の拠点である希望が丘学園（病院、医療型障害児入所施設、医療型児童発達支援センター）及び岐阜希望が丘特別支援学校の再整備を進めています。

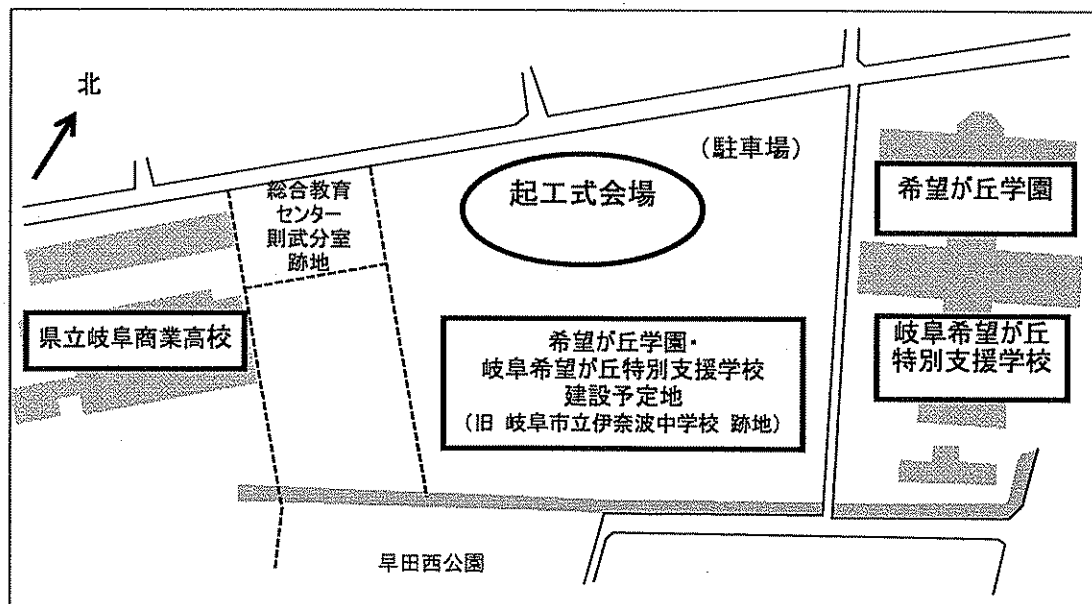
この度、本体建設工事の着工に際して、下記のとおり起工式を行いますので、お知らせします。今後着実に整備を推進し、岐阜県の新たな障がい児支援の拠点として平成27年9月の供用開始を目指します。

記

1 起工式の概要

- (1) 開催日時：平成26年3月18日(火) 午前10時～11時 雨天決行
- (2) 式典会場：新施設建設予定地（岐阜市則武1816番地）
※旧岐阜市立伊奈波中学校跡地
- (3) 出席者：地元関係者、岐阜県議会議員、県関係者等 約130名

【起工式会場】



2 希望が丘学園・岐阜希望が丘特別支援学校の概要

(1) 整備概要

注：平成26年1月末時点の計画であり、今後変更する場合がある

区分	希望が丘学園	岐阜希望が丘特別支援学校
利用者数	・病床数／53床 [現入園児:25.6名] ・通園定員／50名 [現通園児:35名] (※1)	・児童生徒数／90名(小・中・高) [現:41.2名(小・中)]
延床面積	・約7,100㎡ [現:4,800㎡]	・約7,500㎡ [現:約2,000㎡]
共通	・所在地／岐阜市則武1816番地(旧岐阜市立伊奈波中学校敷地)ほか	
	・敷地面積／約27,000㎡ [現:約12,800㎡]	
	・建物／鉄筋コンクリート、2階建て	
	・概算事業費／約6.4億円(学園:約3.4億円、特別支援学校:約3.0億円)(※2) うち建設工事費／約5.0億円(学園:約2.5億円、特別支援学校:約2.5億円)	

※1：平成20～24年の平均 ※2：現施設の解体費を含む

(2) スケジュール

平成26年3月：1期建設工事着工

平成27年4月：2期(特別支援学校体育館)土地造成工事着工

平成27年6月：1期建設工事竣工

平成27年9月：供用開始

平成28年4月：岐阜希望が丘特別支援学校に高等部開設、2期建設工事着工

平成29年3月：2期建設工事竣工(※全施設が完成)

3 新施設の再整備に伴って強化される機能

(1) 希望が丘学園

<重症心身障がい児、肢体不自由児>

■入所病床数が拡大します

・現在は30名程度の受け入れが限界である病床数を50床に増床

■医療的ケアが充実します

・重症心身障がい児の痰(たん)の吸引などに必要な設備を、病床ごとに整備

■在宅重症心身障がい児の短期入所を拡充します

・在宅生活を送る重症心身障がい児の保護者支援を強化するため、レスパイト(※)のための短期入所の受け入れ人数を、県内最大規模に拡充

【短期入所の利用定員】

区分		現 状	再整備後
日帰り利用	平日	5名	5名
	土日、祝日	3名	5名
宿泊利用	平日	2名	2名
	金土日、祝前日、祝日	2名	5名

(※) 障がい児を在宅でケアしている家族を癒すため、一時的にケアを代替し、リフレッシュしてもらう家族支援サービス

- 肢体不自由児の医療・検査設備を強化します
 - ・MRIを新たに導入し、肢体不自由児の検査・治療を強化

<発達障がい児>

- 診察を拡充します
 - ・児童精神科外来（現在は週1回2時間のみ）を常設化し、より多くの診察を実施
- 療育支援の新たなプログラムを開始します
 - ・検査、療育指導を行う短期入院指導プログラムを、専用室（3床）を設けて実施
 - ・集団活動を通して療育を行う集団精神療法プログラム等を新たに実施
 - ・感覚統合療法のための専用室を新設し、訓練（リハビリ）体制を強化

(2) 岐阜希望が丘特別支援学校

- 高等部を新設し、一貫した教育を実現します
 - ・現在の小学部・中学部に加え、新たに高等部を設置
 - ・普通教室を現在の15室から28室に増加
- 障がいの重度・重複化や多様化にも対応します
 - ・障がいの重度・重複化や多様化に伴い、医療的ケアのための医療的ケア室や、心身の発達を促すためのジャグジープール等を新たに整備。十分な活動ができる屋内運動場（体育館 ※2期建設工事）やグラウンドも整備
- 職業教育にも対応した特別教室を整備します
 - ・陶芸、被服、パソコン等の特別教室を新設、職業教育を強化し社会自立に繋げる

4 新施設に関連して取り組んでいるソフト施策

(1) 障がい児者医療

①医師の育成・確保

- 岐阜大学における「障がい児者医療学寄附講座」の設置 ※地域医療再生基金事業
 - ・障がい児者医療に関する医学生の教育及び勤務医・開業医に対する技術向上等を目的とした寄附講座を、岐阜大学に設置
 - ・希望が丘学園等における障がい児医療の臨床研究や、在宅重症心身障がい児の診療に関する合同カンファレンスのモデル開催等も実施

②看護師の育成・確保

- 「重症心身障がい児者看護人材育成研修」の実施 ※地域医療再生基金事業
 - ・重症心身障がい児者の在宅支援に重点を置き、訪問看護ステーションや特別支援学校と連携した実習を組み込むなど、年間約70時間の本格的な専門研修を実施（4月～）
- 看護師募集ガイダンス等への出席 ※緊急雇用創出基金事業
 - ・名古屋市等で開催される看護師募集ガイダンスに希望が丘学園が参加（2月～）
- 「障がい児看護フェア」の開催 ※緊急雇用創出基金事業
 - ・障がい児者医療に従事する看護師の募集を目的とした相談会や展示等を行う催事を、県内5圏域で開催（3月～）

③発達障がい児療育人材の育成

■発達障がい療育人材育成研修の実施 ※地域医療再生基金事業

- ・発達障がい児者の検査・療育に実際に従事することにより、心理士等を育成するプログラムを実施

④障がい児者医療に関する普及啓発

■障がい児者医療を理解する連続講座の開催 ※緊急雇用創出基金事業

- ・障がい児医療に携わる医師、看護師、療法士等を講師とする、医療・福祉関係や県民向けの連続講座を開催（4月～）

(2) 特別支援教育

①教員の専門性の向上

■コア・スクールを核とした教員の専門性の向上

- ・岐阜大学との連携の下、各障がい種における教育の中心となるコア・スクールを設置し、県内特別支援学校の指導力向上を目的に、公開研修会や公開授業研究会等を実施
- ・教員一人一人の指導力向上を目的に、より専門性の高いコア・ティーチャーを養成し、そのコア・ティーチャーを核として、授業改善や支援会議等の校内支援体制を整備

②交流及び共同学習を推進

■交流籍を生かした居住地校交流の推進

- ・児童生徒一人一人の教育的ニーズに応えるため、特別支援学校の小中学部児童生徒に、居住地の小中学校に交流籍を設け、教育内容や回数など個に応じた居住地校交流を実施

■学校間・地域交流の推進

- ・共生社会の実現に向け、特別支援学校や近隣の学校の児童生徒が互いに触れ合う直接交流の他、印刷物等の配布といった間接的な交流も実施
- ・特別支援学校の児童生徒によるボランティア活動や地域の行事への参加等の推進

③特別支援教育ネットワークの強化

■地域連携ネットワークの構築

- ・就学前から高等学校卒業後まで一貫した支援を行うため、教育・福祉・保健・医療等の関係者から成る連携協議会を開催し、特別支援学校を核とした学校間の接続を強化

■特別支援学校のセンター的機能の一層の充実

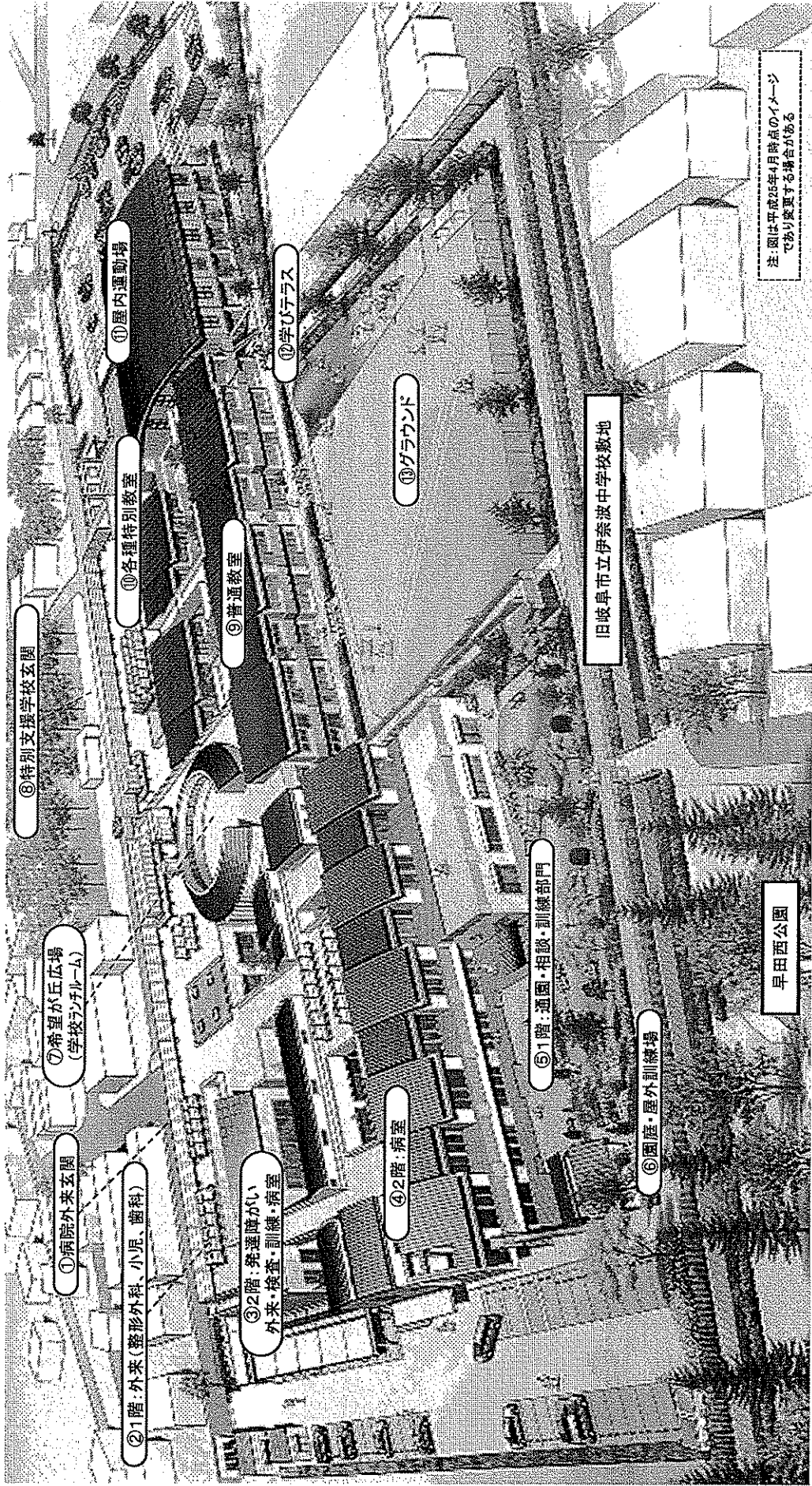
- ・特別支援学校の教員が地域の小中学校等を訪問し、障がいのある児童生徒に関する相談や研修会等を実施

新希望が丘学園及び岐阜希望が丘特別支援学校 イメージ



医療・福祉エリア(希望が丘学園)

教育エリア(岐阜希望が丘特別支援学校)



岐阜県立希望が丘学園(病院、医療型障害児入所施設、医療型児童発達支援センター)

- 診療科:整形外科、小児科、歯科、児童精神科
- 病床数53床、通園50名
- 鉄筋コンクリート2階建て、延床面積約7,100㎡

岐阜県立岐阜希望が丘特別支援学校

- 対象:小学部、中学部、高等部
- 児童生徒数:小・中・高合計90名程度
- 建物:2階建て、延床面積約7,500㎡



インターネットでの情報提供	
提供予定日	2月19日(水)

平成26年2月18日(火) 県政記者クラブ配布資料			
担当課	担当係	担当者	電話番号
地域医療推進課 総合療育推進室	総合療育推進係	山田 育康 藤川 祐樹	直通 058-272-8279 内線 2628

岐阜県立希望が丘学園の名称変更について

県では、医療・福祉・教育が一体となった障がい児療育の拠点である「県立希望が丘学園（病院、医療型障害児入所施設、医療型児童発達支援センター）」の再整備を進めています。

この度、同学園が果たしている役割を連想できるよう、県民に分かりやすい名称とするため、平成27年9月の新施設供用開始から名称を変更することとしましたので、お知らせします。

記

1 岐阜県立希望が丘学園の新たな名称と今後の表記方法

岐阜県立 希望が丘こども医療福祉センター
(現 岐阜県立希望が丘学園)

2 名称変更の時期

平成27年9月（施設の供用開始時）

※それまでの間を新名称の周知期間と位置づけ、現在の名称との併記により、県民の皆さんへの積極的な周知を図っていく。

3 新名称のポイント

- ①学校と区別しづらい「学園」に代えて、拠点施設の位置づけとして「センター」を使用
- ②昭和54年4月以来30年以上の歴史を持つ「希望が丘」の名前を継続して使用
- ③18歳未満の「児」に特化した施設として「こども」を加えた名称
- ④病院として「医療」、児童福祉法上の医療型障害児入所施設等として「福祉」の名称を使用